

令和2年4月30日

事業主各位

読谷村長 石嶺 傳實
〈公印省略〉

村立保育所・認可保育園における特別保育実施期間の延長について（通知）

日頃より、本村の保育行政について、ご理解とご協力を賜り感謝申し上げます。

さて、本村においては、4月23日付「通常保育を休止し特別な事由に限定した保育の実施について」により通常保育を休止し、特別保育を実施しているところですが、本村の現状を鑑みて、特別保育の実施期間を下記のとおり延長することといたします。

特別保育は、感染拡大を予防し、村民の皆様の最小限の社会生活基盤を維持するための教育保育施設の機能維持のためであり、保育所等を利用する保護者の雇用主の皆様におかれましては、通常保育が休止となることについてのご理解とご協力をお願いいたします。

なお、今後の状況の変更があった場合は、更なる対策の強化を図る予定です。

記

1. 保育対象 保護者の全員が次の場合で、かつ休暇の取得が困難な場合とします。
 - (1) 社会生活を維持する上で必要な業務に従事する必要がある方
 - (2) 運営の継続が求められている社会福祉施設等で従事する必要がある方
 - (3) その他、真にやむを得ない事情がある方

2. 実施期間 (変更後) 4月27日(月)～5月20日(水)

(変更前) 4月27日(月)～5月6日(水)

3. 保育時間 8時30分より17時30分まで

4. 保育料 4月15日に通知しました「村立保育所・認可保育園における家庭保育のご協力のお願い期間中の取り扱い」と同様とします。

※ 今後、国や県、市町村等の動向により変更となる場合があります。その際には改めて本村ホームページ等でお知らせします。

お問い合わせ先
読谷村こども未来課
保育所・幼稚園係
TEL:098-982-9240